

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	伊佐市では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設、借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅を建設し、中間所得層向けに賃貸を行っている。 公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給に関する法律の規定に従い、入居者からの収入の申告に基づき家賃等の算定を行うとともに、家賃の収納や入居者の適正な管理を実施する。 具体的には、 ①入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃・敷金の決定及び徴収 ③収入の申告の受理、審査 ④家賃・敷金減免申請の受理、審査 ⑤家賃の督促・催告、明渡し請求
③システムの名称	・公住マネージャー ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・公営住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表27、93の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57、124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市整備課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム等へのアクセスが可能な職員は、静脈認証、ID及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。またアクセスログを記録することで不正なアクセスがないか確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	・Acrocity住宅管理 ・Acrocity総合収納管理 ・中間サーバー	・Acrocity住宅管理 ・Acrocity総合収納管理 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	建設課長 末吉 年信	建設課長 飯田 昭彦	事後	
平成29年4月1日	II-1対象人数	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2取扱者数	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	建設課長 飯田 昭彦	課長	事後	記載事項修正
令和1年6月26日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年5月29日	全体			事後	評価の再実施
令和3年5月20日	I-1-③システムの名称	・Acrocity住宅管理 ・Acrocity総合収納管理 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・公住マネージャー ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和3年6月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修
令和5年6月2日	I-2. 特定個人情報ファイル名	・公営住宅管理情報ファイル ・総合収納情報ファイル	・公営住宅管理情報ファイル	事後	記載事項修正
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)第9条第1項及び別表第一の19の項、61の2の項	番号法別表27、93の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)31の項、85の2の項	(情報照会の根拠) 番号第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57、124の項	事後	
令和7年8月29日	II-1いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-2いつ時点の計数か	令和2年5月29日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	I-5-①部署	建設課	都市整備課	事後	
令和7年8月29日	I-7請求先	建設課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	都市整備課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和7年8月29日	I-8連絡先	建設課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	都市整備課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	